

第2次 関市食育推進基本計画



平成 29 年 3 月
関 市

はじめに

本市は、「日本一しあわせなまち関市」の実現を目指し、まちづくりに力を入れているところです。ここに「第2次関市食育推進基本計画」を策定し、「食が築く関市の明るい未来」を基本理念に、食を通じたしあわせなまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

ところで、日本一の刃物のまちである関市は、包丁のほか洋食器、調理器具などの生産も盛んです。食育で身につけたい力のひとつに、「料理をする力」があります。料理は食べる人への愛情が伝わる大切な作業であり、刃物のまちで暮らす市民の心温まる食卓づくりにもつながるものと考えます。

また自然豊かな関市は、山の幸、川の幸などにも恵まれ、行事食などの食文化も各地域で伝えられているところです。2013年（平成25年）に「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ世界無形文化遺産登録となりましたが、これに続き、関市では曾代用水の世界かんがい施設遺産の認定、「清流長良川の鮎」の世界農業遺産の認定と、食にまつわる貴重な文化が世界に認められました。この豊かな食生活が育まれる土地に暮らすすべての市民の食生活が、これからも心豊かに営まれる事を願ってやみません。

さらに、いつまでも健康で過ごせることはしあわせの重要な要素ですが、食育は子どものためだけのものではなく「生涯食育」といわれますように、私たち大人が、健康的な食生活を身につけ、世界に誇れる食文化を大切にし、これらを次世代に引き継ぐといった重要な役割があることを忘れてはなりません。

最後に、計画策定にあたり、ご意見ご提言をいただきました策定委員の皆様を始め、関係各位のご理解ご尽力に対し心から感謝申し上げますとともに、今後の食育推進にあたりましても関係機関、団体の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

平成29年3月



関市長 尾関健治

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 関市の食をとりまく現状	4
1 人口・世帯	4
2 市民の健康状態	8
3 食生活の現状	16
4 地産地消と特産物の振興	23
5 食の安全・安心	24
6 関市の食文化	24
7 食育への取組の現状	26
8 第2次計画に向けた課題	28
第3章 計画の基本理念	33
1 基本理念	33
2 食育推進の視点と重点目標	33
3 計画の体系	34

第4章 食育推進の展開	35
1 計画を推進する取組	35
2 ライフステージごとの食育	47
3 重点プロジェクトの推進	49
第5章 計画の推進体制	51
1 計画推進の役割	51
2 計画の進捗管理	52
資 料	53
1 各団体の取組	53
2 策定経過	55
3 関市食育推進基本計画策定委員会設置要綱	56
4 関市食育推進基本計画策定委員会名簿	58



第1章

計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

人々が健康でいきいきと生活するには、「食」が非常に重要です。「食」は人の生活そのものであり、バランスの取れた食事を楽しく食べることが、健康な体づくり、いきいきとした生活には欠かせません。「食」を取りまく環境は大きく変化しており、現在の日本は、食料が豊かになり、多種多様な食材が簡単に手に入るようになってきました。しかし、ライフスタイルの多様化、孤食・個食・固食などの問題、伝統食や行事食などの継承がされていないといった問題が起きています。また、食に関する情報が溢れているものの、食に関する知識が乏しいため、栄養バランスの偏った食事をする人も少なくないことから、生活習慣病の増加が引き起こされています。さらには、大量の食品ロス、食への感謝の心が薄れるといった問題も生じています。

この現状を受けて、国では平成17年7月に食育基本法を制定し、食育の推進に取り組むための基本計画を明らかにしました。これに基づき、岐阜県においては、平成17年に岐阜県食育基本条例が公布され、平成19年に第1次となる岐阜県食育推進基本計画を策定し、食育を総合的かつ計画的に推進してきました。国と県の計画は、ともに5年ごとに策定がされています。

本市においても、平成24年3月に「関市食育推進基本計画」を策定し、乳幼児から高齢者まですべての市民が、さまざまな食体験を通して健全な食生活が実践できる力を身につけ、豊かな自然とともに育ってきた食文化や農林漁業、そして包丁に代表される台所・食卓用刃物の生産地である「刃物のまち・関市」を大切にするために、個人はもとより家庭や地域、関係団体、行政など市全体で食育に取り組み、相互連携を図りながら推進しています。

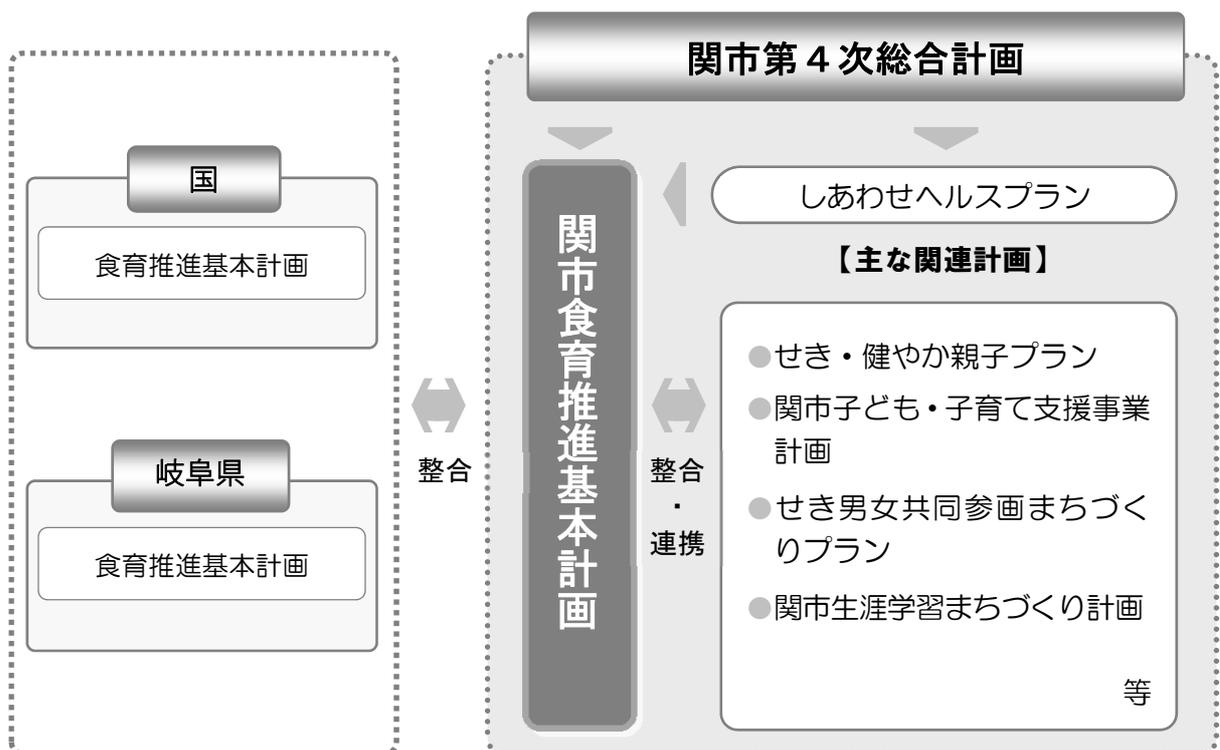
食や健康を取り巻く社会情勢が変化する中、より地域の実情に沿った食育に関する施策を計画的に推進していくために、このたび、計画を見直し新たに第2次関市食育推進基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画として位置づけられます。

国の食育推進基本計画（第3次）、岐阜県食育推進基本計画（子どもから始めるぎふの食育）を踏まえ、さらに関市第4次総合計画、しあわせヘルスプラン（第2次健康せき21計画）を上位計画として、関市の特性を生かした食育推進の方向性を示すための計画です。

また、関市関連諸計画との整合性を図りながら、食育を推進していきます。





3 計画の期間

計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化などに応じて必要となった場合には見直しを行い、効果的な施策を展開します。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
関市食育推進計画					第2次関市食育推進計画				
				見直し					

女性の被保険者数は12,819人で、高血圧症が最も高く、次いで脂質異常症、糖尿病が高くなっています。

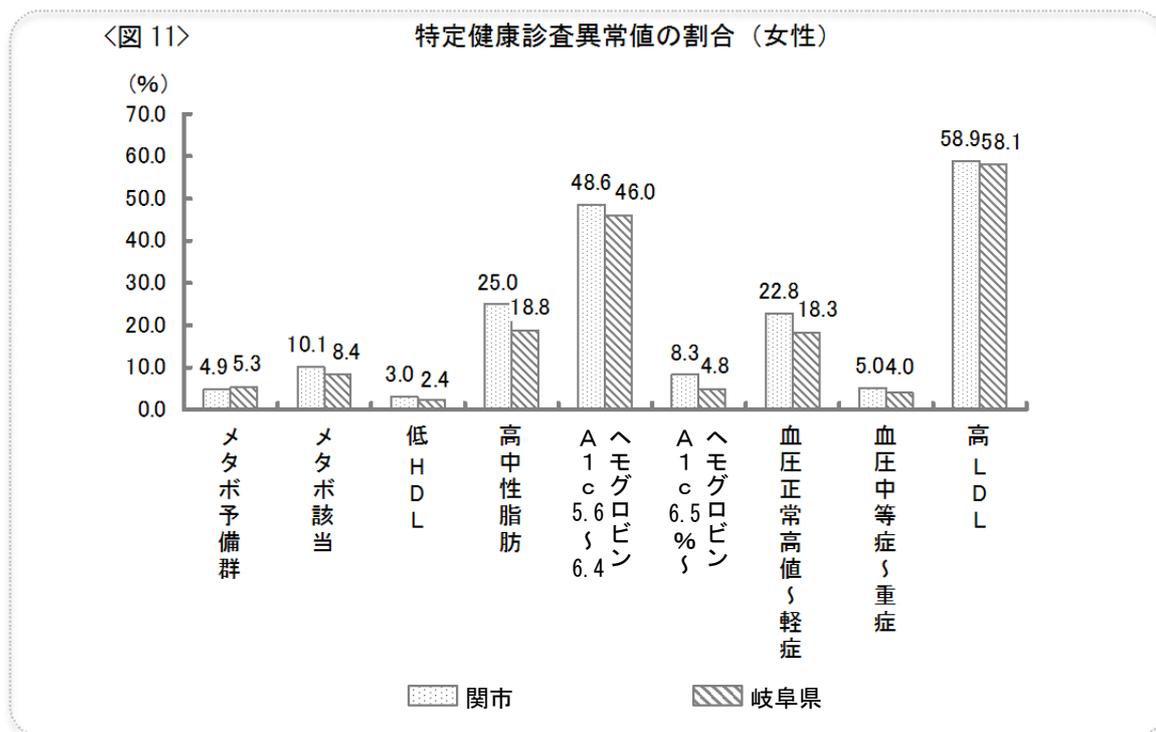
〈図9〉 生活習慣病のレセプト分析（女性）

	被保険者数	1ヶ月の レセプト 件数	生活習慣病対象者		大血管障害			
					脳血管疾患		虚血性心疾患	
			人数	%	人数	%	人数	%
20歳代以下	2,472	1,126	109	4.4	0	0.0	0	0.0
30歳代	1,151	545	156	13.6	2	1.3	0	0.0
40歳代	1,185	534	235	19.8	4	1.7	5	2.1
50歳代	1,517	860	498	32.8	24	4.8	29	5.8
60～64歳	1,960	1,396	804	41.0	48	6.0	48	6.0
65～69歳	2,464	2,141	1,319	53.5	85	6.4	131	9.9
70～74歳	2,070	2,288	1,373	66.3	101	7.4	147	10.7
合計	12,819	8,890	4,494	35.1	264	5.9	360	8.0
40～74歳	9,196	7,219	4,229	46.0	262	6.2	360	8.5
65～74歳	4,534	4,429	2,692	59.4	186	6.9	278	10.3

	人工透析		糖尿病		高血圧症		高尿酸血症		脂質異常症	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
20歳代以下	0	0.0	0	0.0	3	2.8	0	0.0	7	6.4
30歳代	1	0.6	17	10.9	12	7.7	3	1.9	25	16.0
40歳代	5	2.1	31	13.2	42	17.9	7	3.0	49	20.9
50歳代	11	2.2	121	24.3	213	42.8	9	1.8	204	41.0
60～64歳	6	0.7	225	28.0	429	53.4	13	1.6	405	50.4
65～69歳	5	0.4	387	29.3	770	58.4	34	2.6	728	55.2
70～74歳	5	0.4	380	27.7	842	61.3	32	2.3	769	56.0
合計	33	0.7	1,161	25.8	2,311	51.4	98	2.2	2,187	48.7
40～74歳	32	0.8	1,144	27.1	2,296	54.3	95	2.2	2,155	51.0
65～74歳	10	0.4	767	28.5	1,612	59.9	66	2.5	1,497	55.6

資料：国保データバンクシステム（KDB）より平成26年7月作成

女性では、高LDLが最も高く、次いでヘモグロビンA1c 5.6~6.4、高中性脂肪の割合が高くなっています。いずれも岐阜県より高い割合となっています。



資料：平成 27 年度特定健康診査結果



特定健康診査異常値の診査項目別の割合をみると、ほとんどの項目で関市は岐阜県を上回っています。

〈図 12〉 特定健康診査異常値の審査項目別の割合

		受診者数	摂取エネルギーの過剰							
			BMI		腹囲		中性脂肪		HDL コレステロール	
			25以上	割合	85~90以上	割合	150以上	割合	40未満	割合
			人	%	人	%	人	%	人	%
総数	岐阜県	137,555	28,525	20.7	37,949	27.6	32,384	23.5	7,050	5.1
	関市	5,211	1,202	23.1	1,580	30.3	1,568	30.1	325	6.2
再掲	40歳代	317	85	26.8	100	31.5	71	22.4	15	4.7
	50歳代	532	123	23.1	135	25.4	150	28.2	29	5.5
	60~64歳	854	198	23.2	228	26.7	285	33.4	48	5.6
	65~69歳	1,772	403	22.7	548	30.9	525	29.6	98	5.5
	70~74歳	1,736	393	22.6	569	32.8	537	30.9	135	7.8

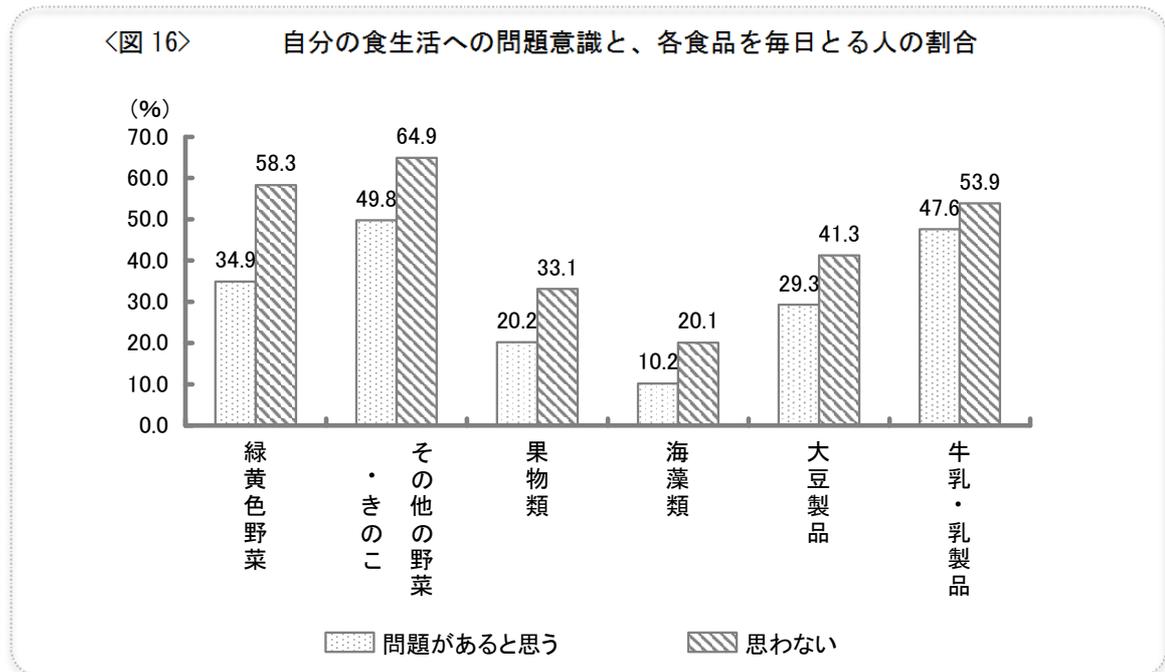
		受診者数	血管を傷つける							
			HbA1c		尿酸		収縮期血圧		拡張期血圧	
			5.6以上	割合	7.0以上	割合	130以上	割合	85以上	割合
			人	%	人	%	人	%	人	%
総数	岐阜県	137,555	67,276	48.9	11,675	8.5	62,187	45.2	22,818	16.6
	関市	5,211	2,771	53.2	453	8.7	2,763	53.0	860	16.5
再掲	40歳代	317	73	23.0	35	11.0	74	23.3	42	13.2
	50歳代	532	215	40.4	54	10.2	224	42.1	110	20.7
	60~64歳	854	454	53.2	68	8.0	423	49.5	172	20.1
	65~69歳	1,772	1,013	57.2	143	8.1	1,001	56.5	328	18.5
	70~74歳	1,736	1,016	58.5	153	8.8	1,041	60.0	208	12.0

資料：国保データベースシステム（KDB）



(2) 食生活への問題意識 ●●●●●●●●●●

自分の食生活への問題意識と、各食品を毎日とる人の割合をみると、すべての項目で「問題があると思う」より、「問題があると思わない」の割合が高くなっていますが、思わない人でも、海藻類、果物類を毎日とる人は3分の1以下となっています。



資料：平成25年度関市民の健康に関する意識調査



4 地産地消と特産物の振興

関市の農業の現状は、関地域や武芸川地域においては、担い手における農地の集積が積極的に行われており、水稻を中心に小麦・大豆の複合経営をする土地利用型農業が特徴としてあげられます。

また、関地域の特産物としては、円空里芋、ナス、イチゴなどがあげられます。その他、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏などの畜産業も行われていることが特徴です。そして、中山間地域の農業については、零細な農業経営ではありますが、地域の伝統や風土に合った特産物の振興が行われています。

◆作付面積及び飼育数（作物は平成 26 年度、畜産物は平成 27 年度）

作物	栽培面積 (ha)	畜産物	飼育数(頭, 羽)
水稻	994	乳用牛	429
小麦	168	肉用牛（繁殖牛）	176
大豆	146	肉用牛（肥育牛）	1,129
里芋	19	豚	806
イチゴ	4.2	採卵鶏	610,606
ナス	2.3	ブロイラー	296,438
キウイフルーツ	1.5		
ブルーベリー	0.05		
ゆず	0.78		
お茶	0.06		

◆関市の農産物・特産物

特産品の振興については、生産農家や女性グループによる加工の取組によって様々な特産品を作り、道の駅などの直売所、温泉や地域の物産店での販売によって地産地消を推進しています。

学校給食では、県産品を使った給食への取組が行われており、児童生徒の地産地消への関心を高める役割を担っています。

5 食の安全・安心

安全な食品を安心して食べたいという思いは、年々高まっています。食品の産地や賞味期限等の偽装、食中毒事件、原発事故等による食品汚染への不安など、事件が起きたときだけでなくこれからも関心を持ち続けることが必要です。そのためには、市民一人ひとりが正しい知識を持ち、自らで考え行動するための学習の機会を持つことが望まれます。夏季には防災無線やホームページを通じて食中毒警報や予防の周知等に努めているところです。

6 関市の食文化

関市は清流長良川とその支流である津保川、武儀川、板取川などの清流に恵まれ、あゆ、あまご、しろはえなどの川魚は、昔からたんぱく源として家庭の食卓で食べられてきました。市内には川魚料理店が多くあり、うなぎ丼や川魚の甘露煮「いかだばえ」は市外からもお客を集めています。また小瀬鵜飼で代表されるあゆは塩焼き、あゆ雑炊などのほか「あゆ丼」として、特産の椎茸を使った「黒からあげ」とともに関市の新しい名物として普及に努めています。

行事食、伝統食と呼ばれるものの多くは、節句・神事・仏事・農作業等の生活文化とともに継承される事が多いのですが、社会情勢の変化を背景に行事の簡略化等と合わせて食も簡略化されつつあります。また流通の発達や外食チェーン店の進出等により日本中、世界中の食が身近になる一方、日本全国同じ行事食や同じ味付けになり、長年地域ではぐくまれた独自の食文化の消滅が危惧されます。地域の食文化を次世代に継承していくために、本来家庭では高齢者がその重要な役割を担っていましたが、核家族の増加により、家庭では引き継ぐことが困難となってきています。しかし地域の人々や団体によって、食文化を伝える料理講習会などの取組も行われています。



◆おもな行事と料理

行事名	月日	料理名
お正月	1月1日	雑煮（角餅、もち菜入）、重詰
七草がゆ	1月7日	七草がゆ
節分（山の子）	2月3日頃	干しいわし、年取りの煮物
野休め	6～7月	朴葉寿司
お盆	8月13～15日	あんころ餅、白餅、いところ煮、七色汁など
お彼岸	3月、9月	ぼた餅（おはぎ）、彼岸団子
刈りかべ	10月（稲刈り後）	大豆ごはん、ぼた餅、豚汁
年越し	12月31日	年越しの煮物、いわし、年越しそばなど

資料：「つくってみ、食べてみ、旬の味～中濃圏域の行事食」

◆関市で昔から作られている料理（一部）

朴葉寿司…すし飯、朴葉、きやらぶき、マス、しょうがなど、地域により具が異なる

鮎ぞうすい…米、鮎（生または焼き）

へぼ飯…米、地蜂甘露煮

いも餅…米と里芋を炊き、ついて丸め、焼いて生姜醤油をからめる

七色汁…なす、里芋、ごぼう、油揚げ、豆腐、ささげ、こんにやく、しょうゆ仕立て

いところ煮…里芋、あずき、さやいんげん、なすなど。しょうゆ仕立て

にっこう漬…なす、にんじん、ごぼう、しょうが、しその実

その他

川魚の甘露煮、きやらぶき、つぼ（たにし）のみそあえ、赤だつの酢いり、亥の子餅、ぶんたこ（草餅）など

資料：上記冊子、「岐阜の味 ふるさと料理」

7 食育への取組の現状

妊婦・乳幼児に対する取組

母子手帳の集団交付時に実施している「プレママ教室」では、妊娠中の食生活を中心として、親になる前から食に関心を持ち、出産後も続けてバランスの良い食生活を送るための学習を実施しています。「赤ちゃんのからだは母親の食べたものでできる」という意識づけの機会としています。

保健センターで実施する乳幼児の健診や健康相談では、乳幼児の発育に合わせた食育についてアドバイスする重要な機会として位置付け、栄養士がすべての乳幼児の食生活改善に関わる体制を整えています。

保育園・幼稚園の取組

家庭での食育が十分に行われないうまま入園する子どもや、入園後の食育を園任せにしている親があるのが現状です。

保育園では「保育所保育指針」及び「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について」（厚生労働省）に基づき、また幼稚園では「幼稚園における食育の推進について」（文部科学省）の通知に基づき、食育に取り組んでいます。保育園・幼稚園では給食を「生きた教材」としてバランスのとれた組み合わせや食べ方、あいさつなどの食事マナーのほか、好き嫌いを減らしおいしく食べる工夫などを行っています。子どもたちが豊かな食体験を多くつくるために、地域の農家の協力により野菜や果物の収穫体験や畑づくり、収穫したものを給食で提供するなどさまざまな工夫をしています。

また、保護者に園での食育に関心を持っていただくために、給食参観を行い、食材や調理法、栄養について話を聞いたり、園だよりのほかに給食の展示や人気メニューの伝達をしたりするなど、保護者へも積極的に働きかけを行っています。



学校の取組

平成20年に「学校給食法」の改正及び「学習指導要領」の改訂が行われ、学校における食に関する指導の充実が求められています。関市の学校では、児童生徒の実態に合わせて「食に関する指導の年間指導計画」を作成し、食に関する知識や技能等を身に付けることができるよう、教育活動の一環として、年間を通し計画的に指導しています。

また栄養教諭及び学校栄養職員が、学校給食センターの業務とともに、児童生徒への食に関する指導にあたっています。主な活動内容としては、学級担任や教科担任と一緒に食に関する指導を行ったり、給食時には、給食を「生きた教材」として食べ物の働きの話をしたり、地域の食文化に関する話をしています。その他にも保護者を対象に、給食試食会や家庭教育学級などで食育の指導や講話をしたり、食物アレルギーの子どもをもつ保護者の相談に応じたりするなど、保護者にも積極的な啓発を行っています。

成人に対する取組

生活習慣病の予防や改善として食生活を見直すために、特定健診の結果に基づき食生活相談を実施しています。また、食と健康に関心を持ち生活習慣病予防に取り組むことをねらいとして、健康講演会、ヘルシー栄養教室の開催や、「まめなかなつうしん」を発行し、栄養情報の発信や野菜の摂取向上のためのレシピの提供を行っています。

また、男女関係なく調理する技術を身につけるために、成人学校や地域ふれあいセンターで料理教室を実施しています。

8 第2次計画に向けた課題

第2次計画に向けて、第1次計画の重点目標である「1 知る（関市の食育を知る）」、「2 行動する（おいしく楽しい食と農の体験）」、「3 感じる（心が感じる、体が感じる）」、「4 伝える（おとなから子どもへ、子どもからおとなへ）」、「5 つながる（食でつながるまちづくり）」について、これまでの取組や、関市民の健康に関する意識調査等に基づき第1次計画の評価を行い、課題を抽出しました。

※「関市民の健康に関する意識調査」とは、関市在住の16歳以上の男女3,000人に対して平成25年に実施したアンケート調査で、前回調査は平成20年に実施しています。

（1）知る（関市の食育を知る） ●●●●●●●●●●●●●●●●

○食育の普及啓発

食育の認知度は、前回調査に比べ、微増となっており、目標値を大きく下回っています。また、自分の食生活の問題がある人ほど、各食品を毎日とる割合が低くなっており、食育の認識だけでなく、具体的に日常生活で食育の実践が必要となります。そのため、今後も食育の普及啓発とともに、実践につなげる機会や場の充実が重要です。

○食文化の継承

関市は清流長良川とその支流である津保川、武儀川、板取川などの清流に恵まれ、あゆ、あまご、しろはえなどの川魚は、昔からたんぱく源として家庭の食卓で食べられてきました。また、行事食、伝統食と呼ばれるものも多くあります。地域の食文化を次世代に継承していくために、地域の人々や団体によって、食文化を伝える料理講習会などの取組も行われており、引き続き、郷土料理等の地域の食文化を次世代に向け保護・継承していくことが必要です。

○食の安全・安心について

安全な食品を安心して食べたいという思いは、年々高まっています。食品の産地や賞味期限等の偽装、食中毒事件、原発事故等による食品汚染への不安など、事件が起きたときだけでなくこれからも関心を持ち続けることが必要です。そのためには、市民一人ひとりが正しい知識を持ち、自らで考え行動するための学習の機会を持つことが重要です。



(2) 行動する（おいしく楽しい食と農の体験） ●●●●●●●●●●

○食育の実践

アンケート調査結果をみると、朝食欠食者は、20歳男性で最も高く3割を超えています。また、外食や食品を購入する時に栄養成分表示を参考にする人の割合は約2割と前回調査結果より増加していますが、目標値には達成していません。平成27年度学校給食等実態調査結果をみると、朝食を一人で食べる小学生の割合は、小学生で2割を超え、中学生では3割を超えています。

そのため、今後も規則正しい食習慣の実践やバランスのとれた食生活を身に付けるための情報提供や学習機会の充実が必要です。

○食を通じたコミュニケーション

1日最低1回は家族や友人との共食をする割合は約8割と前回調査より微増している状況です。しかし、学校給食等実態調査結果をみると、一人で朝食を食べる小学生の割合は、平成27年では前回の平成22年調査より増加しています。家族や友人等と一緒に食事をしながらコミュニケーションを持つことは、食の楽しさを実感し、心の安定をもたらします。また、新しい「共食」の考え方として、一緒に食事をとるだけでなく、料理を作る、準備をする、食について語り合うなどの食に関する体験を共有する機会も「共食」としてとらえられています。そのため、家族や友人等だれかとそろって食を共有できる機会をつくり、コミュニケーションを深め、食事の楽しさを感じることができるとい生活を実現していく必要があります。

○生活習慣病の予防

近年では、食生活の悪化に起因する男性の肥満や若い女性の過度な痩身が問題となっています。アンケート調査では、若い女性で「やせ」、男性40歳代で「肥満」の傾向が顕著になっています。また、特定健康診査結果をみると、高血糖、高中性脂肪等の有所見者の割合が県平均より高くなっており、高血圧や糖尿病などの生活習慣病を予防する対策が必要です。

生きがいと活力のある生活を送ることができる「健康寿命」を延伸していくためには、市民一人ひとりが健康についての正しい知識をもち、主体的に健康づくりに取り組むことにより、人生の各ライフステージにおける生活の質（QOL）を高めていくことが重要となります。

○食を通じた環境への配慮

無駄や廃棄の少ない食事づくりを行うなど、食生活における環境への影響に関する理解を深め、環境に配慮した食生活の実践に向けた支援が必要です。

(3) 感じる（心が感じる、体が感じる） ●●●●●●●●●●●●●●●●

○食への感謝

本市の保育園、幼稚園では、給食を「生きた教材」としてバランスのとれた組み合わせや食べ方、あいさつなどの食事マナーのほか、好き嫌いを減らしおいしく食べる工夫などを行っています。また、地域の農家の協力により野菜や果物の収穫体験や畑づくり、収穫したものを給食で提供するなどさまざまな工夫をしています。

今後も、食に対する感謝の気持ちを育みながら、家事の手伝いや食前食後のあいさつをするなどの意識啓発を図ることが必要です。また、生産者との交流や体験学習を通じて、食への感謝の気持ちや理解が深まっていくよう配慮することが必要です。

(4) 伝える（おとなから子どもへ、子どもからおとなへ） ●●●●●●●●●●●●●●●●

○地産地消の推進

本市の特産品の振興については、生産農家や女性グループによる加工の取組によって様々な特産品を作り、道の駅などの直売所、温泉や地域の物産店での販売によって地産地消を推進しています。

また、学校給食では、県産品を使った給食への取組が行われ、児童生徒の地産地消への関心を高める役割を担っており、地場産物使用割合(県内産)は41.8%と目標値(40%以上)を達成している状況です。

今後も、子どもの時から生産者と消費者の相互理解のつながる地産地消の理解促進が重要です。また、地元の食への理解を深める体験活動や地産地消の場などをさらに拡大し、参加を促すことが必要です。



○食文化の継承

本市では、学校で給食時間に、給食を「生きた教材」として食べ物の働きの話や、地域の食文化に関する話を実施しています。また、地域の人々や団体によって、食文化を伝える料理講習会などの取組も行われており、引き続き、郷土料理等の地域の食文化を次世代に向け保護・継承していく必要があります。

(5) つながる（食でつながるまちづくり） ●●●●●●●●

○食育の推進

本市では、関市健康づくり食生活改善推進協議会による食生活改善や食文化伝承のための料理講習会などに積極的に取り組んでおり、今後も市内の食育に関連するボランティアや団体が積極的に活動できるよう支援をしていく必要があります。

また、アンケート調査結果をみると、地域・学校・職場などにおける健康や栄養に関する催しに参加している人は数パーセントとなっています。そのため、全市民が参加・協力して食育を推進することができるネットワークづくりや、多くの市民が参加できる体制づくりが必要です。また、イベント等を通じて、より食育の普及につなげていく仕組みづくりが重要です。

第1次計画の指標と評価

	指標	対象	当初値	調査年度	平成28年度 目標値	最新値	調査年度
知る	食育の認知度	成人	27.9%	H20	80%以上	28.5%	H25
行動する	朝食を欠食する人の割合 (週1回以上の欠食)	3歳児	8.1%	H22	0%	6.9%	H27
		小学生	3.1%		1.5%以下	3.6%	
	中学生	4.5%	3.0%以下		4.8%		
	3歳児を持つ母親	7.8%	5%以下		8.9%		
		20歳代男性 30歳代男性	32.9%	H20	20%以下	33.4%	H25
			19.0%		10%以下	14.9%	
	朝食を一人で食べる子の割合	小学生 中学生	21.1% 45.2%	H22	15%以下 30%以下	24.6% 38.0%	H27
	朝食に主食・主菜・副菜がそろっている子の割合	3歳児	24.9%	H23	40%以上	23.1%	H27
	外食や食品を購入する時に栄養成分表示を参考にする人の割合	成人	16.0%	H20	50%以上	20.7%	H25
	1日最低1回は家族や友人との共食をする割合	成人	79.0%	H20	90%以上	79.7%	H25
伝える・つながる	学校給食での地場産物使用割合(県内産)		30.7%	H23	40%以上	41.8%	H27
	食生活改善や食文化伝承のための料理講習会の回数(関市健康づくり食生活改善推進協議会による)	子ども～高齢者	24回	H22	30回	37回	H27



第3章

計画の基本理念

1 基本理念

本計画の基本理念は、第1次計画を踏襲した「食が築く関市の明るい未来」とし、市民一人ひとりが望ましい食生活を営む能力を身につけ、食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくり・地域づくりを図るため、さまざまな関係機関や家庭が連携しながら生涯食育をすすめることにより、元気で明るい関市のまちづくりに貢献することを基本理念としています。

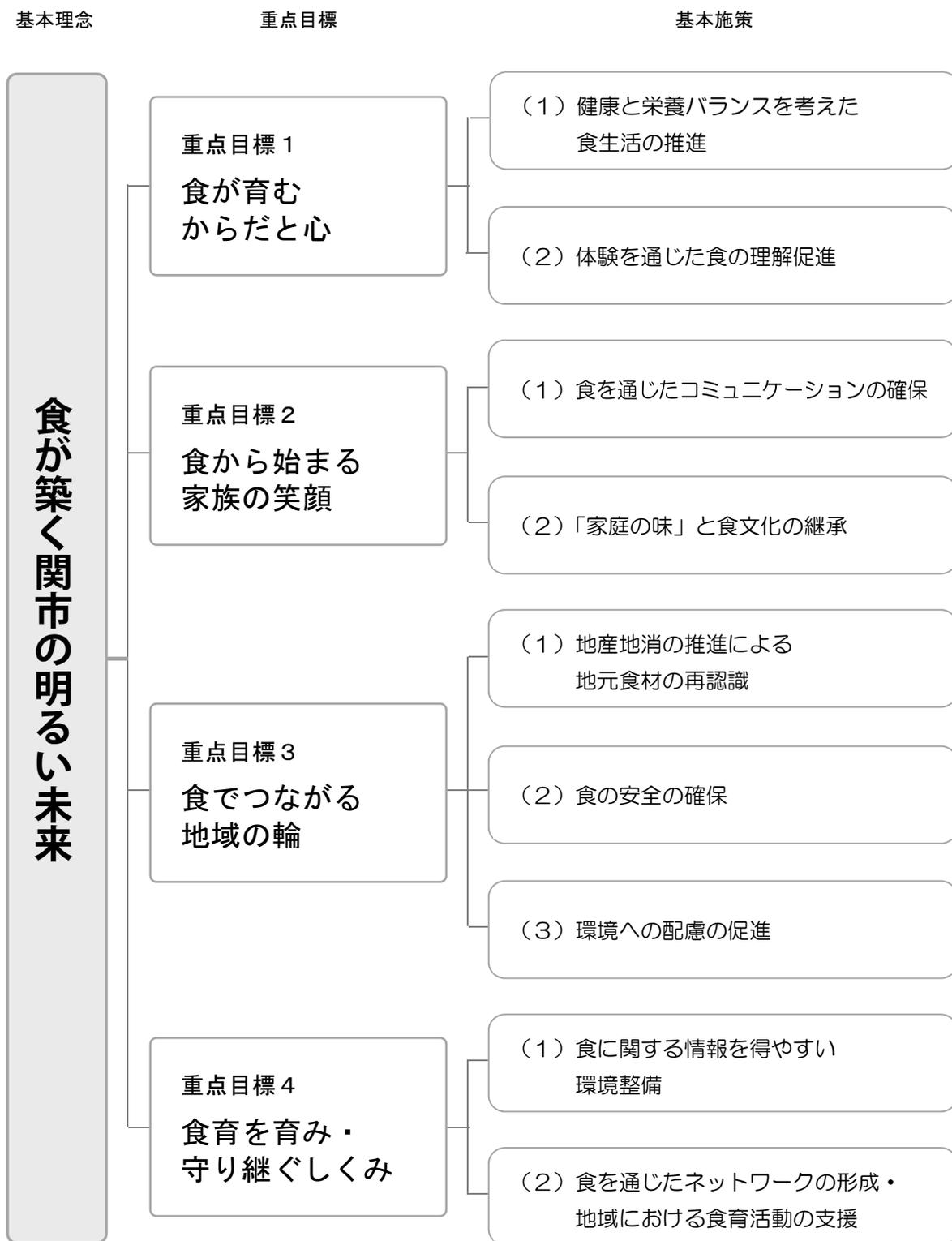
基本理念



2 食育推進の視点と重点目標

食に関連する行動すべてが食育であるという認識を持ち、家庭や各関係機関・団体・行政が連携を強化することにより、関市の効果的な食育が推進されていることから、食育推進の視点を、「1 知る（関市の食育を知る）」、「2 行動する（おいしく楽しい食と農の体験）」、「3 感じる（心が感じる、体を感じる）」、「4 伝える（おとなから子どもへ、子どもからおとなへ）」、「5 つながる（食でつながるまちづくり）」とし、その視点に基づく重点目標を「重点目標1 食が育むからだと心」、「重点目標2 食から始まる家族の笑顔」、「重点目標3 食でつながる地域の輪」、「重点目標4 食育を育み・守り継ぐしくみ」とします。

3 計画の体系





第4章

食育推進の展開

1 計画を推進する取組

重点目標1 食が育むからだと心

(1) 健康と栄養バランスを考えた食生活の推進 ●●●●●●●●●●

生活習慣病予防のため、1日の活動に必要な食事をバランスよくとり、不足しがちな野菜を意識的に摂取する食生活を推進し、関市の健康課題の解決をめざします。

栄養バランスのとれた食事について、厚生労働省は「日本人の長寿を支える『健康な食事』の普及について（平成27年9月通知）」の中で、「生活習慣病の予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安」を示しており、料理教室やホームページなどで普及に努めます。

また、市民が賞味・消費期限、栄養成分表示など食の安全に対する正しい知識を理解して健康に留意した食品や、安全・安心な食材を選び実践できるよう、情報提供を進めます。

さらに、よく噛むことは、単に食べものを体に取り入れるためだけではなく、全身を活性化させるのに重要な働きをしていることから、歯と口腔に関する正しい知識の普及を進めます。

市民・家庭の取組

- ・食育の持つ意味を知り、健康との関係を知る
- ・1日に必要な野菜摂取量を知る
- ・健康のために食生活を見直し改善する
- ・「食事バランスガイド」を活用して、栄養バランスのとれた食生活の実践をする
- ・「食」に関する知識と理解を深め、アレルギーなどにも配慮し、自らの食を自らの判断で正しく選択する
- ・食品表示などについて学び、正しい知識を身につける
- ・野菜を無理なく多く摂取できる方法を知り、実践する
- ・ゆっくりよくかんで食べる

地域の取組

- ・健康づくり活動と連動した食育の推進
- ・食品の安全性や食品産地等の食に関する情報の発信
- ・環境に配慮した食生活の情報提供
- ・職場における給食管理や栄養指導に関する情報発信

行政の取組

- ・健康づくり活動と連動した食育の推進
- ・栄養バランスを意識した食事の内容、質の向上
- ・「食事バランスガイド」の周知、啓発
- ・広報やホームページ、イベント等を通じて、食の安全に関する情報提供の充実
- ・生産者や事業者に対して食の安心・安全に関する啓発

(2) 体験を通じた食の理解促進 ●●●●●●●●●●

家庭が食育において重要な役割を担っていることを理解しながら、保育所、学校園での料理の体験をはじめ様々な機会における適切な食育の実践、知識の啓発などに積極的に取り組んでいくことを推進します。

市民・家庭の取組

- ・食体験の学習の場へ積極的に参加する

地域の取組

- ・栽培や調理体験の充実

行政の取組

- ・保育所、幼稚園、学校における、収穫体験や農業体験の充実
- ・食育教室、栄養教室の開催



関連事業	内容	担当課
プレママ教室	母子手帳の集団交付時に、妊娠中の食生活について講義をする。	保健センター
乳幼児健診・相談	4か月児健診、1歳児健康相談は集団で栄養指導を実施。1歳6か月児健診、3歳児健診は全員に個別栄養相談を実施。 乳幼児健康相談では、食生活の相談が必要な母子に対し対応をしている。	保健センター
5か月児離乳食教室	第1子の親に対し、離乳食の開始について、調理の体験や食事の形態等を実物で体験する。また進め方について講義。	保健センター
8か月児離乳食相談	実際に離乳食の試食をしながら、離乳の進行状況、咀嚼の確認等をおこない、離乳食に対する相談に対応する。	保健センター
椎茸教室	椎茸振興会との協働。武儀西・東小の児童が体験。椎茸の育ちや栄養について学習し、栽培の体験の機会。	林業振興課 保健センター
ヘルシー栄養教室 ヘルスアップ教室	メタボリックシンドローム予防及び生活習慣病予防のため、食生活の重要性を学び、調理実習を通じてバランスの良い薄味の食事のとり方を知る。	保健センター
特定健診・保健指導	40～74歳の国保加入者に実施する健康診査・保健指導。保健指導は、保健センター保健師、国保年金課保健師により個別指導。健診結果から、生活の振り返りをし、食生活・運動習慣など改善する。	国保年金課
成人健康相談	特定保健指導等の結果から、食生活改善が必要となった人に対し、個別で栄養相談を行う。	保健センター
骨粗しょう症検診後の栄養指導	骨粗しょう症検診の結果により、その場で栄養指導を実施	保健センター
健康づくり教室	健康づくり食生活改善推進員（ヘルスマイト）の養成講座。健康に関して幅広く学習する。関地域年8回、洞戸地域年6回、毎回調理実習。	保健センター
低栄養予防を目的とした栄養教室	低栄養の高齢者の栄養改善を積極的に行うことによって、低栄養の改善、身体機能・生活機能の向上を図る。	高齢福祉課
小中学校における正しい食生活・栄養について学習する場の充実	食に関する年間指導計画に基づき教科、学級活動、総合的な学習等の時間を活用し、学年ごとにテーマを絞り、食に関する指導を行う。	学校教育課

関連事業	内容	担当課
食農体験	<ul style="list-style-type: none"> ・ さつまいも苗植え（シルバーさんと共に） ・ 水やり・草引き・芋ほり・焼き芋 ・ クッキング ・ 夏野菜を育てる ・ 収穫後に調理をして食べる ・ 地域のくだものの収穫体験 	子ども家庭課
行事食を知る、食べる	端午の節句のちまき、お月見のだんご、クリスマスパーティーのバイキング、年末の餅つき、鏡開きのぜんざい、節分の豆やいわし、ひなまつりのちらし寿司等昔から伝わる伝統行事を伝え、給食やおやつに取り入れる。	子ども家庭課
食育に関心を持つ「共食」の勧め	共食の勧めを園便りやクラス便りで伝えている。早寝・早起き・朝ごはんの勧めを園便りを通して行っている。	子ども家庭課
栄養バランスに配慮した食生活の実践	栄養士さんに栄養バランスを配慮した献立をたてていただいている。また毎月配布する献立表にカロリーを記載し保護者に伝えている。年長児には赤の食べ物・緑の食べ物等分類した表を見せて、栄養バランスについて話をしている。	子ども家庭課
食品ロス削減のための行動	給食日誌を保育士が記入し、残量調べを給食担当者がして、それを参考に次の献立をたてたり、量の調節をしたりしている。	子ども家庭課
小学生クッキング	・ 夏休みに小学生を対象とした料理教室の開催	子ども家庭課
すくすく料理教室	・ 食物アレルギーをもつ子の保護者に対する料理教室	子ども家庭課



重点目標2 食から始まる家族の笑顔

(1) 食を通じたコミュニケーションの確保 ●●●●●●●●●●

乳幼児期から児童・生徒、若者、成人、高齢者などそれぞれのライフステージに応じて、食事をとることや望ましい食べ方（咀嚼の大切さなど）を伝え、規則正しく、望ましい食生活を送り、健康で元気に暮らし続けることができるよう支援します。

また、家族や友人等との食を通じたコミュニケーションにより、豊かな心を育む取組を推進します。

市民・家庭の取組

- ・家族や友人等との食を楽しみコミュニケーションを図る
- ・調理体験を通じて料理する力を身につける
- ・知識や体験を家族や仲間に伝える

地域の取組

- ・地域での共食の機会の充実
- ・食生活について学べる場の充実
- ・地域における様々な年齢の人が一緒に行う料理体験の機会の提供

行政の取組

- ・子どもや保護者に対する食育活動の更なる推進
- ・家族団らんの大切さの周知・啓発
- ・若者に対する働きかけの推進

(2) 「家庭の味」と食文化の継承 ●●●●●●●●●●

「食育の基本は家庭」であるため、「家庭の味」「おふくろの味」を再確認することで、豊かな心を育みます。

日本型食生活の良さを取り入れたり、季節の行事食を作ったりする等、地域の食文化や料理を伝える取組を推進します。

市民・家庭の取組

- ・関市の食と食文化を知り、地域の食材や食べ物の旬を知る
- ・関市の食文化を継承する
- ・我が家の味を伝える
- ・（関の）包丁が使える
- ・育てた人、作った人、食べものの命に感謝する
- ・味がわかる、おいしさがわかる
- ・自然への恩恵や生産者等への感謝の気持ちを持つ
- ・保護者自身が「食」についての正しい知識や調理技術を身につけ、家庭での食育を担う
- ・子どもの頃から地元の食材にふれて、食事づくりや食事をする機会を増やす

地域の取組

- ・食生活について学べる場の充実
- ・地域における様々な年齢の人が一緒に行う料理体験の機会の提供
- ・地域行事での行事食の伝承

行政の取組

- ・子どもや保護者に対する食育活動の更なる推進
- ・子どもの頃から地元の食材に直接ふれて、食事づくりや食事をする機会を増やす

関連事業	内容	担当課
幼稚園、学校における食育の推進	各学校において組織的・計画的に、食育の取組を 実践する。	学校教育課
保育所における食育の推進	各保育所において組織的・計画的に食育を実践する。	子ども家庭課
総合的な学習、行事等の時間を活用した地域生産者等による食育事業	給食の時間に食材の生産者等を招いて話を聞く、また地域の住民、団体、生産者、食品関連業者等を講師とし、学校単位で野菜や米づくり、収穫体験等を通じた食農教育に取り組む。	学校教育課
小中学校における正しい食生活・栄養について学習する場の充実	食に関する年間指導計画に基づき教科、学級活動、総合的な学習等の時間を活用し、学年ごとにテーマを絞り、食に関する指導を行う。	学校教育課

市民・家庭の取組

- ・食の安全や安心について学ぶ
- ・食べたもので体はできている事を実感する

地域の取組

- ・中濃食品衛生協会による、食品衛生の取組

行政の取組

- ・食の安全・安心に関する知識の普及と啓発
- ・食の情報を得る力の向上をめざす講座等の開催

(3) 環境への配慮の促進 ●●●●●●●●●●●●●●●●

生産者と消費者の顔の見える関係づくりの機会を提供することで、食に対する感謝の心を育むとともに、生産者の励みになる取組や生活環境に配慮した取組を推進します。

市民・家庭の取組

- ・環境との調和、食品ロスに対し意識を持つ
- ・食べ物への「もったいない」の気持ちを大切にする
- ・好き嫌いをなくし、食料の廃棄を減らす
- ・子どもの頃から、野菜等の農産物を育てる楽しさ、収穫の喜びを知る
- ・自分に適切な量を把握し、買い過ぎや作り過ぎに注意する

地域の取組

- ・生産者と消費者との交流の場づくり
- ・食品が食べられる状態で廃棄される「食品ロス」を減らす
- ・食べ残しのたい肥化など、環境に配慮した具体的な取組の推進



行政の取組

- 食に触れる体験機会の充実
- 生産者と消費者との交流の場づくり
- 農業への理解と支援
- 市民への活動の周知、参加促進
- 食品リサイクルの促進

関連事業	内容	担当課
農業魅力発見ナビ	就農者の増加、農業法人での雇用拡大、新規消費拡大に寄与する農業体験型ツアーにより、市内外の方々に農業体験や農業者との交流を通じ関市の農業の現状や農産物、農産加工品を把握することで、市の農業への魅力を認識する。	農務課
農業6次産業化事業	農産物の生産及び加工者の連携体制の構築、より効果的な6次産業化の取組みを検討・実施することで、新たな特産品の開発や販路拡大等の推進を図り、地域農業の活性化と特産品振興を図る。	農務課
学校給食地産地消推進運動	関市産の野菜やみそなど、積極的に学校給食にとり入れる。「川魚の日」には、関市産の川魚を献立にとり入れている。	教育総務課
学校給食の地産地消推進事業	学校給食において、地元産農産物をはじめとする安心・安全な県産農産物を積極的に活用する、より身近な地域段階からの地産地消に基づいた少年期からの食農教育を推進し、児童・生徒が「食」を選択する力を習得するとともに、将来にわたって県産農産物に愛着を持つことによる継続的な消費の拡大を図る。	農務課



市民・家庭の取組

- ・家庭と地域・団体・幼稚園・保育園・学校・行政とが一緒になって関の食育をすすめる
- ・食べものを通し、人と人、地域のつながりをつくる
- ・食育活動を行っているボランティアに積極的に参加する

地域の取組

- ・家庭や保育所・幼稚園・小中学校、大学、地域、行政等が連携してそれぞれの特性を活かした食育を推進
- ・農商工連携により地産地消を推進
- ・子ども食堂など多様な暮らしに対応した食育の推進

行政の取組

- ・イベント等の更なる推進と周知
- ・家庭や保育所・幼稚園・小中学校、大学、地域、行政等が連携できるような食育の推進の取組、ネットワークを構築
- ・地域間での食育活動の格差解消

関連事業	内容	担当課
食育に関する地域の社会資源との連携による推進	これまで食育に関して連携してきた社会資源とさらなる連携を強化し、家庭や地域に食を通じた取組みが浸透するよう事業展開する。	保健センター
「食育月間」、「食育の日」の普及と啓発	国の食育推進基本計画で定められた6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」にあわせて、食事バランスガイドの普及や野菜摂取の勧め、家族と一緒に楽しく食事をとることなどを普及啓発する。	保健センター
広報、ホームページなどでの正しい健康情報や健康メニューの提供	広報、ホームページ、ツイッターによる周知や、パネル展示を行う。	保健センター

関連事業	内容	担当課
関市健康づくり食生活改善推進協議会の育成支援	地域食生活改善講習会の開催支援を行う。	保健センター
関市健康づくり食生活改善推進員（ヘルスマイト）の育成	<p>会員の自己研鑽と、地域での食生活改善事業実施のための支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ おやこ食育教室 ・ 生活習慣病予防教室 ・ 食文化の伝承 <p>について研修を行い、地域実施のための支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独居老人給食等支部活動の支援 ・ 組織活動活性化への支援 	保健センター
関市民健康福祉フェスティバル	関市健康づくり食生活改善推進協議会との協働により、食育コーナーを開設。みそ汁塩分飲み比べや朝食の大切さについて展示と体験 全世代対象	保健センター



2 ライフステージごとの食育

第1次計画の食育の取組および「しあわせヘルスプラン～第2次健康せき21計画」（平成25年度策定）の栄養・食生活分野における「市民自らの取組」をもとに、一人ひとりが食育推進のために行動する具体的取組を示します。（ライフステージの分類は、プランに基づきます。）

○世代共通の行動

- 主食・主菜・副菜のそろった食事に心がける。
- 地域の食文化の行事に参加し、関市の行事食や郷土食を知る。
- 家族や仲間で楽しく共食の機会をつくる。
- 野菜をたっぷり、彩りよく食べる。
- ゆっくりよくかんで食べる。
- 間食をとり過ぎない。

○妊娠・出産期・・・食育のできる父・母になるための時期

○乳幼児期（0～5歳）・・・毎日くり返し食育を受け、身につける時期

- 朝・昼・夕3色バランスよく食べ、うす味に慣れる。
- 身体に良いおやつの内容と量を知り、選ぶよう心がける。
- 子どもと一緒に楽しく食事をする。
- 保育園・幼稚園などでの食育の体験を家族に話す。
- 食のお手伝いをする。（買い物、料理、配ぜんなど）

○学童期（6～15歳）・・・さまざまな体験で、食育の力を強化する時期

- 「早ね早おき朝ごはん」で、正しい生活習慣を身につける。
- 規則正しい生活に心がけ、朝・昼・夕3食きちんと食べる。
- 学校給食をお手本に、うす味や自分に必要な食事内容や量を理解する。
- 家族や友だちと、楽しく食事をする時間を持つ。
- 家族と一緒に料理や野菜の栽培をするなど、食の体験活動に取り組む。
- 子どもだけで料理にチャレンジする。
- 正しい食事マナーや姿勢に心がける。

○青年期（16～19歳）・・・食育の自立をしていく時期

- 規則正しい生活に心がけ、朝・昼・夕の三度の食事を必ず食べる。
- 家族や友だちと、楽しく食事をする機会を増やす。
- 栄養成分表示を参考に、外食やコンビニ食でも、何をどれだけ食べたらよいかを考えて選ぶ。

○盛年期（20～39歳）・・・食育への理解を深め、家族ぐるみで実践する時期

- 自分の食事内容や量に関心を持ち、野菜をとる。
- 望ましい食生活習慣を身につけ、適正体重を維持する。
- 栄養成分表示を参考にし、外食・中食の選び方や加工食品の上手な利用方法を身につける。
- 保育園・幼稚園・学校での食育の取組に関心を持ち、協力する。
- 料理講習会、テレビ、インターネットを活用し、料理レパートリーを増やす。

○中年期（40～64歳）・・・生涯食育に取り組む時期

- 食事と食生活に関心を持ち、野菜の摂取とうす味に心がける。
- 定期的に体重を測定し、適正体重の維持に心がける。
- 外食・中食・加工食品を選ぶ時は、栄養成分表示を参考にする。
- 情報に振り回されない正しい知識を持つようにする。
- 家庭菜園にチャレンジする。

○高年期前期（65～74歳）・・・自分のからだを大切にし、食育を若い世代に伝える時期

- 定期的に体重を測定し、適正体重の維持に心がける。
- バランスのよい食事と、うす味に心がける。
- 若い世代に関市の食文化・郷土料理などの知識を伝える。

○高年期後期（75歳以上）・・・自分のからだを大切にし、食育を若い世代に伝える時期

- 定期的に体重を測定し、適正体重の維持に心がける。
- 食事が単調にならないようにし、低栄養に気をつける。
- 家族や仲間と食事をとる機会を増やす。



3 重点プロジェクトの推進

これまで、食に関する情報や知識、食文化等は、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきました。しかし、生活スタイルの多様化により、家族で食卓を囲んでともに食事をとることなどが少なくなり、食文化の継承や食への感謝の念が薄れてきています。

本市においては、第1次計画の評価から、20歳代の社会生活や一人暮らし生活などがはじまる世代において、朝食の欠食など食習慣の乱れが目立ってきています。めまぐるしく生活スタイルが変わる世代において、食を楽しみながら、食生活をくずすことのないようにしていくためには、子どもの頃から日常生活の基盤である家庭において、食育の取組を確実に推進し、身につけていくことが重要な課題です。

このため、保育所・幼稚園、そして学校と、それぞれのステージにおいて食に関する魅力ある取組を積極的に進めていくとともに、保護者等おとな自身が健康づくりと生活習慣病予防のために自身の食生活を見直し、改善に向けて家族で話し合ったり、一緒に取り組んだりすることの大切さを呼びかける取組を推進していきます。

食育を通じて家庭でつながり、さらには、地域の人々や市全域にひろがっていくことを目指し、子どもの成長過程に応じた取組を重点プロジェクトとし、目標値を設定します。

○重点プロジェクト

- 「早ね早おき朝ごはん」の推奨
- 食育月間（6月）での重点的な啓発
- 「食育」の日（毎月19日）の家庭での食育の推奨
- 学校給食週間（1月）での推進

第2次計画の指標

	指標	対象	現状値	調査年度	平成33年度 目標値
食が育むから だて心	食育の認知度	成人	28.5%	H25	80%以上
	朝食に主食・主菜・副菜がそろっている子の割合	3歳児	23.1%	H27	40%以上
	メタボリックシンドロームの認知度	成人	67.4%	H25	80%以上
食から始まる家族の笑顔	朝食を欠食する人の割合 (週1回以上の欠食)	3歳児	6.9%	H27	0%
		小学生	3.6%	H27	1.5%以下
		中学生	4.8%	H27	3.0%以下
		3歳児を持つ母親	8.9%	H27	5%以下
		20歳代男性	33.4%	H25	20%以下
		30歳代男性	14.9%	H25	10%以下
	1日最低1回は家族や友人との共食をする割合	成人	79.7%	H25	90%以上
	朝食を一人で食べる子どもの割合	小学生	24.6%	H27	15%以下
中学生		38.0%	H27	30%以下	
食でつながる 地域の輪	学校給食での地場産物使用割合(県内産)		41.8%	H27	維持
	外食や食品を購入する時に栄養成分表示を参考にする人の割合	成人	20.7%	H25	50%以上
	(新規)地産地消の理解と実践をしている割合	成人	-	-	把握出来次第設定
食育を育み・守り 継ぐしくみ	食生活改善や食文化伝承のための料理講習会の回数(関市健康づくり食生活改善推進協議会による)	子ども~高齢者	37回	H27	40回

(3) 地域の役割 ●●●●●●●●●●●●●●●●

地域においては、保健・医療関係者、コミュニティや自治会、PTA、ボランティアグループなど様々な関係機関や団体、農林水産物の生産者、食品の製造・加工・流通などの事業者など、多くの団体があります。

これらの団体関係者は、あらゆる機会と場所を利用して、積極的に食育を推進することが求められます。これまでもそれぞれの関係団体において、積極的に取り組んできていますが、これらの取組をさらに効果的なものにしていくためには、関係団体間におけるより一層の連携が求められることから、これまで以上のつながりを創出するような、新たな食育推進の体制づくりが必要となります。

(4) 行政の役割 ●●●●●●●●●●●●●●●●

行政は、本計画に基づき、「食育」が市民運動として積極的に推進されるために必要な施策を展開する必要があります。

そのため、健康づくりに取り組む地域組織などをはじめ、保健・医療・福祉関係者・教育委員会、企業・学識経験者等により構成される「関市食育推進市民会議」で、関市の食育の取組の方向性を協議し、健康課題の検討や計画の進捗状況の確認等を行います。

また、保健センターを中心に、庁内関係各所管や県等と連携を図りながら、食育の基礎となる家庭をはじめ、保育所・幼稚園・学校、地域、農林水産物の生産者、食品関連事業者、関係機関・団体などにおける自主的な取組への支援に努めます。

さらに、ネットワーク体制を整備するとともに、食育に関する情報提供の充実と普及啓発に取り組めます。

2 計画の進捗管理

計画の進行管理については、「関市食育推進市民会議」において、年次ごとに計画の進行状況について把握し、評価・改善を行っていきます。

本計画では、各指標の達成度及び市民の生活習慣や健康状態を把握し、計画の進捗状況の評価を行い、その結果について公表していきます。



資料

1 各団体の取組

市内の幼稚園（回答のあった施設7件）、保育園（同17件）、まちづくり協議会・ふれあいセンター（同9件）に対しヒアリングシートを配布し、国の第3次食育推進基本計画で掲げられている目標に関連する事業の実施状況と今後の意向について調査をしました。（回答者団体数をカウントしています。）

（1）現在実施していること ●●●●●●●●●●

	食育推進の項目	幼稚園	保育園	まちづくり協議会 ・ふれあいセンター
1	食育の関心を持つ	6	17	0
2	食事を家族と一緒に食べる「共食」	4	15	0
3	地域等での共食	1	14	1
4	朝食の欠食を減らす	4	17	0
5	学校給食における地場産物または国産食材の使用	2	17	0
6	栄養バランスに配慮した食生活の実践	4	17	0
7	生活習慣病の予防や改善のために、適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活の実践	4	15	0
8	ゆっくりよく噛んで食べる	6	17	0
9	農林漁業体験の経験	6	15	1
10	食品ロス削減のための行動	4	15	0
11	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し伝える	3	14	0
12	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断できる	3	15	0



2 策定経過

年	日程	会議名等	主な協議内容
28	12月2日(金)	関市第2次食育推進基本計画第1回策定委員会	(1) 委員長、副委員長の選出について (2) 第1次計画の評価について (3) 第2次計画の作成について (4) 食育の推進について ・中部学院大学教授 菊池 啓子 ・関保健所管理栄養士 山下 名雅子
29	12月20日(火) ~1月6日(金)	地域の関係団体へアンケート調査を実施	国の第3次食育推進基本計画で掲げられている目標の中で関連する事業について調査
29	2月1日(水)	関市第2次食育推進基本計画第2回策定委員会	(1) 計画案について
29	3月16日(木)	関市第2次食育推進基本計画第3回策定委員会	(1) 計画案について (2) パブリックコメント結果について

3 関市食育推進基本計画策定委員会設置要綱

(平成28年9月15日決裁)

第2次関市食育推進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条の規定に基づき、関市民の食育の推進に関し基本的な事項を定めるとともに、関市の特性を生かし、市民とその他社会を構成する多様な主体との連携による食育の推進を図るため、第2次関市食育推進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 食育基本法第18条の市町村食育推進計画に係る事項
- (2) その他市民の食育推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 学校関係の代表者
- (4) 子育て支援関連団体の代表
- (5) 農工業等生産者の代表
- (6) 食育ボランティアの代表
- (7) 各職域栄養士の代表
- (8) 関係行政機関の代表
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員のうちから市長が指名する。



- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が選任する。
- 4 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は委員長が務める。
- 3 委員会は、委員の過半数に満たなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民環境部保健センターにおいて行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

4 関市食育推進基本計画策定委員会名簿

委嘱期間 平成28年12月2日～平成29年3月31日

	団体名	氏名	所属等
1	武儀医師会	植松 孝広	理事（関中央病院院長）
2	関歯科医師会	加藤 千明	理事（まるみ歯科）
3	めぐみの農業協同組合中濃本部	児山 美千圭	地域組織課主任
4	中濃食品衛生協会	清水 道隆	関支部長
5	関商工会議所観光サービス部会	河村 郁男	部会長
6	関市保育会	京谷 美智子	小金田保育園園長
7	関市幼稚園連合会	安田 たか子	虹ヶ丘幼稚園園長
8	関市PTA連合会母親委員	小山 裕子	関市PTA連合会（富野中）
9	主任児童委員	熊崎 好子	
10	関市健康づくり食生活改善推進協議会	須田 直美	会長
11	栄養教諭	国光 ひろみ	学校給食センター
12	中部学院大学教授	菊池 啓子	学識経験者
13	関保健所管理栄養士	山下 名雅子	管理栄養士

	所属等	氏名
1	子ども家庭課	八木 早織
2	農務課	松井 信弘
3	学校教育課	種田 一浩
4	保健センター	板屋 智子
5	//	田嶋 珠樹
6	//	加治屋 ゆりえ

第 2 次 関市食育推進基本計画

発 行：関市
編 集：関市保健センター
発行年月：平成 29 年 3 月
〒501-3873
岐阜県関市日ノ出町 1 丁目 3-3
電話：0575-24-0111（代表）
FAX：0575-23-6757

